

平成24年度独立行政法人平和祈念事業特別基金年度計画

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条の規定に基づき、独立行政法人平和祈念事業特別基金(以下「基金」という。)の平成24年度の業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 人件費の削減

- (1) 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」(平成18年7月7日閣議決定)を踏まえ、削減に努めるとともに、国家公務員に準じた人件費削減を行い、必要最小限の人員で着実な取組を行う。
- (2) 給与水準について、国家公務員と比べ、また、社会的に理解が得られる水準として適正かどうか検証し、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、その検証結果や講ずる措置について公表する。

2 組織運営の効率化

- (1) 組織の活性化を図り、業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務内容に対応した機動的な人員配置を行う。
- (2) 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)を踏まえ、引き続き合理化を図る。

3 随意契約の見直し

- (1) 「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)に沿って策定した「随意契約の見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
- (2) 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に沿って策定した新たな「随意契約等見直し計画」に基づき、一般競争入札等についても、競争性、透明性が十分確保されるように契約の適正化を推進する取組を着実に実施するとともに、契約監視委員会による点検、見直しの状況及び契約の改善についてのフォローアップ状況を公表する。

なお、監事による監査においても、入札及び契約の適切な実施についてチェックを受けるものとする。

第2 特別給付金支給業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 特別給付金の支給

昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者(平成22年6月16日において日本国籍を有する者)(以下「戦後強制抑留者」という。)の請求に対し、特別給付金を支給する特別給付金支給事業を実施する。

なお、特別給付金支給事業の請求期限は、平成24年3月31日までである。

2 特別給付金支給事業に要する経費

特別給付金支給事業に要する費用については、事務費を含め10億円とする。特別給付金の額は、本邦への帰還の時期の区分に応じて次の額とし、一時金として支給する。

本邦への帰還の時期の区分	金額
昭和23年12月31日まで	25万円
昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで	35万円
昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで	70万円
昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで	110万円
昭和30年1月1日以降	150万円

3 特別給付金支給事業の給付金支給状況等の周知

特別給付金支給事業の給付金支給状況等をホームページに掲載し周知を図る。

4 標準期間の設定

申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法について検討を行い、標準的な審査期間を決定しており、引き続き次のとおりとする。

- ① 特別記念事業の既贈呈者であって、基金からのお知らせを受けて請求してきた者については1か月
- ② 上記以外の者については3か月

5 申請者への通知

特別給付金の審査の結果、該当者には「認定通知書」を、非該当者には理由を付した「却下通知書」を速やかに送付する。

6 地方公共団体との連携

特別給付金支給事業の実施に当たっては、地方公共団体と緊密な連携を図る。

第3 予算、収支計画及び資金計画

運用資金の基本的な運用方針のもと、安全かつ適切な運用を行う。

予算、収支計画及び資金計画については、別添のとおり。

第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 環境対策

環境に配慮した製品の使用の推進、リユースやリサイクルの推進、環境負荷の低減等を盛り込んだ環境方針のもと、継続的に環境に配慮した業務運営を行う。

2 職場環境

メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成について、管理徹底し、より一層の配慮に努める。

3 内部統制・ガバナンス強化

役職員の職務の遂行に当たっての行為について、法令、規定等の遵守に万全を図る。

4 基金の解散に伴う取組

(1) 基金の解散に向け、国への文書の移管準備等を含め、これまでの業務の整理等を適切に行う。

また、解散に当たっては、国への資産及び債務の承継を含む解散に伴い発生する処理が的確に行われるよう、必要な処理を行う。

(2) 年報の整理と適切な保存措置を行う。

(別添)

1 予 算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運用収入	2
臨時収入	1,945
計	1,947
支 出	
慰藉事業費	1,027
翌年度への繰越金	920
計	1,947

* 1 臨時収入は、政府出資金取崩しにより特別準備金として整理したもののうち、平成24年度の取崩し予定額及びその運用収入である。

* 2 臨時収入は、金利動向により変動する可能性がある。

【人件費の見積り】

期間中総額132百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費 用 の 部	1,030
経 常 費 用	1,030
慰藉事業費	1,027
減価償却費	3
収 益 の 部	1,950
経 常 収 益	247

運用収入	2
資産見返運営費交付金戻入	3
資産見返補助金戻入	0
財務収益	242
臨時利益	1,703
純利益	920
総利益	920

*1 臨時利益は、政府出資金取崩しにより特別準備金として整理したもののうち、平成24年度の取崩し予定額である。

*2 経常収益は、金利動向により変動する可能性がある。

3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	1,947
業務活動による支出	1,027
翌年度への繰越金	920
資金収入	1,947
業務活動による収入	244
運用収入	244
投資活動による収入	1,000
前年度よりの繰越金	703

(注) 業務活動による収入は、金利動向により変動する可能性がある。